



独立した第三者保証報告書

2012年9月28日

株式会社三菱東京UFJ銀行
代表取締役頭取 平野 信行 殿

株式会社あらたサステナビリティ認証機構

東京都中央区銀座八丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル

代表取締役社長 三橋 俊隆

1. 保証の対象と目的

株式会社あらたサステナビリティ認証機構(以下、「当社」という。)は、株式会社三菱東京UFJ銀行(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した赤道原則の「カテゴリ分類・環境社会配慮に関する評価件数」について限定的保証業務を行った。

赤道原則及び会社の「赤道原則運用ガイドライン」(以下、「同ガイドライン」という。))に従った赤道原則の「カテゴリ分類・環境社会配慮に関する評価件数」の作成責任は経営者にあり、当社の責任は、赤道原則及び同ガイドラインを規準として、赤道原則の「カテゴリ分類・環境社会配慮に関する評価件数」の以下の点に対して独立の立場から結論を表明することにある。

- ・ 2011年4月1日から2012年3月31日までの赤道原則の「カテゴリ分類・環境社会配慮に関する評価件数」が、赤道原則及び同ガイドラインに従って、重要な点において分類、集計、報告されていないと認められる事項がないかどうか。

なお、赤道原則のカテゴリ分類の実務について、まだ一般に認められた方法は確立していない。また、使用される方法の違いにより、他の事業体との比較可能性に影響し得る大きく相違する報告内容がもたらされる可能性がある。そのため、当社の保証報告書は、同ガイドラインとの関連で解釈されることを前提としている。

2. 実施した保証手続の概要

当社は、「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務 (ISAE3000) 」(2003年12月改訂 国際会計士連盟) に準拠して限定的保証業務を行った。

限定的保証手続は、ISAE3000に準拠して実施される合理的保証手続に比べて限定された手続である。従って、結論の表明の基礎となる証拠を入手するための手続は、その性質、時期、範囲において、合理的保証手続よりも限定されている。このため、当社が行った限定的保証業務は、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。また、本業務は一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査ではなく、従って監査意見を表明するものではない。

当社が本業務において実施した手続の概要は以下のとおりである。

- ・ 赤道原則の適用に関する責任者への質問
- ・ 赤道原則の適用および開示に関する主要なプロセスに関するワークスルー並びに内部統制の整備状況の検討
- ・ 個別プロジェクトについて、試査により下記手続について限定的な実施
 - － カテゴリ分類の根拠資料となる環境・社会影響評価報告書等の閲覧
 - － 環境社会配慮に関する評価手続に係る関連資料の閲覧
 - － 環境社会配慮に関する評価手続の完了に関する証拠資料との突合
- ・ 「カテゴリ分類・環境社会配慮に関する評価件数」の開示の閲覧及び基礎資料との照合並びに再計算の実施

なお、保証の対象とし、手続を実施した赤道原則の「カテゴリ分類・環境社会配慮に関する評価件数」については該当箇所にマーク(☑)を付した。

3. 結論

上述の保証手続を実施した結果、当社の結論は、以下のとおりである。

- ・ 2011年4月1日から2012年3月31日までの赤道原則の「カテゴリ分類・環境社会配慮に関する評価件数」が赤道原則及び同ガイドラインに従って分類、集計、報告されていないと認められる重要な事項は、当社が実施した手続の範囲では発見されなかった。

以上

¹ 株式会社三菱東京UFJ銀行の「赤道原則に関するウェブページ」(以下、「同ウェブページ」という。)の保守及び内容保持の責任は経営者にある。当社の保証報告書は同ウェブページの保守及び内容保持について考慮しておらず、同ウェブページにおける「カテゴリ分類・環境社会配慮に関する評価件数」及び「赤道原則適用ガイドライン」の本保証報告書発行時からの変更については当社は責任を負わない。